

土地の実測確認申請

● 対象者

実際の面積と登記している面積が異なる土地をお持ちの方で、その面積の更正を希望する方

● 申請をすると

当事業では、土地の面積は原則として土地登記簿の面積をもとにしますが、土地によっては実際の面積と土地登記簿の面積とが大きく相違することがあります。

このような場合、土地の所有者は実際の面積を証明する図面を添付して、この面積の確認を施行者に申請することができます。この申出のことを土地の面積の実測確認申請といいます。

申請書の内容が事実であると確認されますと、**その面積は当事業の換地を定める時の基準の面積として扱われることとなります。**

● 提出書類

- ① 土地の面積の実測確認申請書※
- ② 見取り図（現地の場所が分かる図面）
- ③ 実測図
- ④ 境界表示図
- ⑤ 隣地境界同意書※
- ⑥ 印鑑登録証明書



実測確認申請書、境界表示図および同意書への押印は、全て実印【印鑑登録証明書等の印】を使用し、**関係者全員の印鑑登録証明書等を添付してください**（印鑑登録証明書等は、発行してから3ヶ月以内のもの）。

申請が確認されますと、申請者の方には「土地の面積の確認通知」をお送りいたします。

※の書類についての様式はこのホームページ上の様式一覧からダウンロードできます。

● 申請期間 事業認可日より **90 日間**

（平成 23 年 3 月 23 日～平成 23 年 6 月 20 日まで）

※ なお、実測確認申請ができる方は土地登記簿に記載されている土地所有者に限ります。申請する土地が共有地となっている場合、共有者全員の連署を、土地登記簿に記載されている土地所有者が死亡している場合は、相続を証する書類（戸籍謄本の写し等）および相続届出書を提出してください。